

社会福祉法人二俣尾保育園 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人二俣尾保育園（以下「本会」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(意義)

第2条 本規程でいう役員とは、定款第15条による理事及び監事を、評議員とは、定款第6条により選任された者をいう。

2 報酬等は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員・理事・監事の会議への出席報酬等)

第3条 理事長及び理事・監事が理事会及び評議員会並びに監事の監査業務に出席したときは、別表1により、1日分の報酬及び実費弁償費（以下「報酬等」という）を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に会された評議員会又は監事業務に出席したときは、評議員会又は監事の監事業務の出席に係る報酬等を支払わないものとする。また、園の行事等に出席したときも一日分の報酬を支払うことができるものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(費用の弁償)

第4条 本会は評議員、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議をへて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は平成30年1月12日より施行し、平成29年4月1日より適用する

別表 1

役 職	報酬（日当）1人当たり	交通費 1人当たり
評 議 員	2, 0 0 0円	1, 5 0 0円
理 事 長	2, 0 0 0円	1, 5 0 0円
理 事	2, 0 0 0円	1, 5 0 0円
監 事	2, 0 0 0円	1, 5 0 0円